

# 平成15年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業 に関する事前評価結果（一般廃棄物処理施設整備事業第2回）

平成15年11月10日  
環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

## 1 対象政策

秋田県大館エコマネジ株式会社他19の市町村等が、国庫補助（廃棄物処理施設整備費国庫補助金）を受けて実施する一般廃棄物処理施設の整備事業であって、各事業の国庫補助対象額が10億円以上（見込み）であるものを評価の対象とする。

## 2 概要

市町村等が実施する一般廃棄物処理施設の整備事業について、各事業の必要性、効率性及び有効性の観点から評価を行う。

ただし、事業の効率性については、各一部事務組合等が各事業に関して実施した費用対効果分析の結果を踏まえ、評価を行うものとする。

### ○評価の観点

- ・必要性  
現時点において施設の整備を必要とする理由、背景
- ・効率性  
施設の整備及び運営に要する費用の妥当性（施設の整備及び運営に要する費用とこれに代替するその他の手法に係る費用との比較）
- ・有効性  
施設の整備により期待される効果

### ○費用対効果分析

一般廃棄物処理施設の整備事業について、施設の整備及び運営に要する経費を費用(Cost)、整備の結果得られる効果を便益(Benefit)とし、両者を貨幣化した上で、投資額に対してその効果がどの程度発現するかを定量的に比較分析を行う。

- ・分析の対象期間  
施設の整備期間及び運営期間（施設の耐用年数等を考慮して設定）の合計
- ・費用の計測  
施設の整備費用及び運営費用（施設の運用に係る電気・水道等料金、人件費、消耗品費、補修費等）の対象期間中の累計
- ・総便益（効果）の計測  
施設の整備及び運営を他の手法（ごみ処理の外部委託等）により代替した場合に必要な費用の対象期間中の累計

○国庫補助の内訳

- ・汚泥再生処理センター（6件）  
し尿、浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、生ごみ等の有機性廃棄物を肥料等に資源化するための施設
- ・し尿・浄化槽汚泥高度処理施設（1件）  
し尿、浄化槽汚泥を適正に陸上処理するため、高度処理を行う施設
- ・不適正埋立処分地施設の適正閉鎖事業（1件）  
汚染の拡散防止を図り、埋立処分地施設を適正に閉鎖する事業
- ・ごみ処理施設（5件）  
ごみを適正に焼却するための施設
- ・中継・中間処理施設（2件）  
ごみの圧縮、大型運搬車への積み替え等を行う中間基地施設
- ・リサイクルプラザ（1件）  
容器包装廃棄物（ビン、缶、ペットボトル等）を分別、圧縮等することにより再商品化するための施設
- ・埋立処分地施設（4件）  
廃棄物を適正に埋立処分するための施設

### 3 評価内容

別紙「廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果（一般廃棄物処理施設整備事業）」のとおり。

廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果  
(一般廃棄物処理施設整備事業)

(第2回)平成15年11月10日

評価日	事業主名	工期	便益(B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の指標	評価
			総便益 (億円)	便益の主な根拠				
H15.10.20	ごみ処理施設整備事業 秋田県大館エコマネジ株式会社	15-16	133.3	ごみ処理の外部委託費用	58.1	2.294	-	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和57年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。
H15.4.1	不適正埋立処分地施設の適正閉鎖事業 茨城県ひたちなか市	15-16	114.0	適正処理の外部委託費用	8.9	12.831	-	・必要性: 基準を満たしていない最終処分場の適正化。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 最終処分場の適正化による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。
H15.6.13	リサイクルプラザ整備事業 茨城県神栖町	15-17	51.5	ごみ処理の外部委託費用	43.7	1.177	-	・必要性: 廃棄物再生利用施設の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: 容器包装廃棄物(ビン、缶、ペットボトル等)の分別、圧縮等による再商品化の促進及びその再商品化に伴うごみ排出量の抑制。
H15.9.19	汚泥再生処理センター整備事業 茨城県龍ヶ崎地方事務組合	15-17	267.0	浄化槽の整備によるし尿等の処理費用	72.8	3.667	-	・必要性: 現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和55年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。
H15.5.28	汚泥再生処理センター整備事業 埼玉県羽生市	15-16	75.9	浄化槽の整備によるし尿等の処理費用	59.9	1.268	-	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。

評価日	事業主名	工期	便 益 (B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の 指標	評 価
			総便益 (億円)	便益の主な根拠				
H15.5.28	埋立処分地施設整備事業 神奈川県南足柄市	15-16	25.8	埋立処理の外部 委託費用	24.7	1.043	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。</li> <li>・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。</li> <li>・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。</li> </ul>
H15.6.10	埋立処分地施設整備事業 福井県南越清掃組合	15-16	28.7	埋立処理の外部 委託費用	23.8	1.206	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。</li> <li>・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。</li> <li>・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。</li> </ul>
H15.8.20	埋立処分地施設整備事業 長野県塩尻・朝日衛生施設組合	15-17	24.2	埋立処理の外部 委託費用	21.5	1.123	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性: 現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。</li> <li>・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。</li> <li>・有効性: 廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。</li> </ul>
H15.5.9	ごみ処理施設整備事業 静岡県北遠地区広域市町村圏事務組合	15-17	50.2	ごみ処理の外部 委託費用	36.6	1.371	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和56~平成7年度竣工)による施設の更新。</li> <li>・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。</li> <li>・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。</li> </ul>
H15.9.12	汚泥再生処理センター整備事業 愛知県五条広域事務組合	15-17	99.6	浄化槽汚泥処理 等の外部委託費 用	73.0	1.364	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。</li> <li>・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。</li> <li>・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。</li> </ul>

評価日	事業主名 事業主	工期	便 益 (B)		費用(C) (億円)	B/C	その他の 指標	評 価
			総便益 (億円)	便益の主な根拠				
H15.9.19	ごみ処理施設整備事業 愛知県グリーンサイトジャパン株式会社	15-16	97.6	ごみ処理の外部 委託費用	88.6	1.102	-	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和51年度～平成6年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)、PFI手法の採用(田原町)による各年度間の市の施設整備費用負担額の均等化、焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。
H15.8.15	ごみ処理施設整備事業 京都府城南衛生管理組合	15-18	342.6	ごみ処理の外部 委託費用	206.9	1.656	-	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和54年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。
H15.4.1	し尿・浄化槽汚泥高度処理施設整備事業 兵庫県洲本市	15-16	139.0	浄化槽の整備に よるし尿処理費 用	52.5	2.648	-	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。
H15.5.28	ごみ処理施設整備事業 高知県安芸広域市町村圏事務組合	15-17	130.7	ごみ処理の外部 委託費用	106.5	1.227	-	・必要性: 現有施設(ごみ焼却施設)の老朽化(昭和48～63年度竣工)による施設の更新。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: ごみの適正な焼却によるダイオキシン類の発生抑制(排ガス中のダイオキシン類の濃度基準の達成)及び焼却灰の溶融に伴うその容積の減少による埋立処分地施設の延命化。
H15.6.13	汚泥再生処理センター整備事業 福岡県稲築町ほか3か町衛生施設組合	15-17	273.8	浄化槽の整備に よるし尿処理費 用	122.0	2.244	-	・必要性: し尿処理施設等の未整備による施設の新設。 ・効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性: し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。

評価日	事業主体	工期	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標	評価
			総便益 (億円)	便益の主な根拠				
H15.5.9	中継中間処理施設整備事業 長崎県県央県南広域環境組合(西部)	15-16	48.8	直接搬送する場合の運搬費用	45.8	1.065	-	・必要性:ごみの収集・運搬拠点の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:平成14年度より着工しているごみ焼却施設整備事業との複合事業として行うことにより、広域的な廃棄物処理が可能となる。
H15.7.1	中継中間処理施設整備事業 長崎県県央県南広域環境組合(東部)	15-16	113.7	直接搬送する場合の運搬費用	63.5	1.791	-	・必要性:ごみの収集・運搬拠点の未整備による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:平成14年度より着工しているごみ焼却施設整備事業との複合事業として行うことにより、広域的な廃棄物処理が可能となる。
H15.5.28	汚泥再生処理センター整備事業 熊本県菊池広域連合	15-16	117.1	浄化槽の整備によるし尿処理費用	93.2	1.256	-	・必要性:現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和43~55年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。
H15.5.28	汚泥再生処理センター整備事業 大分県日田玖珠広域市町村圏事務組合	15-16	87.1	浄化槽の整備によるし尿処理費用	60.3	1.445	-	・必要性:現有施設(し尿処理施設)の老朽化(昭和40年度竣工)による施設の更新。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:し尿の適正な処理による生活環境の保全、公衆衛生の向上(放流水の水質の排水基準の達成)。
H15.6.10	埋立処分地施設整備事業 宮崎県都城北諸県広域市町村圏事務組合	15-16	36.1	埋立処理の外部委託費用	35.0	1.031	-	・必要性:現有施設(埋立処分地施設)の残余容量のひっ迫による施設の新設。 ・効率性:投資(費用)に対して総便益が超過。 ・有効性:廃棄物の適正な埋立処分による生活環境の保全(放流水の水質の排水基準の達成)。